

東京都ダンススポーツ連盟 リアルタイム採点システム関連機器貸出規程

第1条（目的）

本規程は、東京都ダンススポーツ連盟（以下「本連盟」という）所有のリアルタイム採点システム関連機器（以下「本機器」という）の貸出に関する事項について規定する。

第2条（使用目的）

本機器は、本連盟又はその加盟団体が主催／主管する JDSF 公認競技会および本連盟が適当と認める競技会等において使用することを目的とする。

第3条（借用資格）

- ①本連盟加盟団体は、前条の目的のため、本機器を借用することができる。
- ②本連盟加盟団体以外の団体については、本連盟が適当と認めた場合に限り、本機器を借用することができる。
- ③第2条、本条②における「本連盟が適当と認める」との判断は、本連盟理事会において行う。但し、緊急を要する場合は、会長、理事長、事務局長、担当理事の協議にて行い、理事会に報告するものとする。

第4条（貸出機器等）

本規程により貸出できる機器等の名称及び数量は、別紙（1）の「リアルタイム採点システム関連機器借用申請書」のとおりとする。

第5条（貸出料金）

- ①本機器の、本連盟加盟団体への貸出料金は別紙（1）に記載のとおりとし、本連盟加盟団体以外の団体への貸出料金は本連盟加盟団体への貸出料金の1.5倍とする。
- ②本機器借用者は、競技会終了後1週間以内に、所定の貸出料金を本連盟指定の銀行口座に振り込まなければならない。

第6条（貸出手順）

- ①本機器の貸出を希望する本連盟加盟団体等は、競技会開催日の1カ月前までに、別紙（1）を本連盟事務局に提出し、事前に担当理事の承認を得なければならない。
- ②機器の配送を希望する場合は、本機器借用者が全ての配送費用を負担するものとする。
- ③機器を配送する場合、本連盟は競技会開催の前日正午までに本機器が指定場所に必着するよう手配しなければならない。
- ④機器借用者は、競技会終了後2日以内に本機器を本連盟宛てに発送しなければならない。

第7条（借用者の義務）

- ①本機器借用者は、最新の「JDSF 競技関連規程集」及び「ダンススポーツ競技会支援リアルタイム採点システム解説書」に基づき、本機器を取り扱わなければならない。
- ②本機器借用者は、善良なる管理者の注意をもって本機器を取り扱わなければならない。
- ③本機器借用者が、故意または善良なる管理者の注意を怠った結果、本機器を紛失したり損傷したりした場合には、本機器借用者がその損害を賠償しなければならない。

第8条（遵守事項）

本機器借用者は、次の各号を遵守しなければならない。

- ①システム端末の落下防止に留意すること。
- ②本機器を収納、梱包する際には、原状と同様にしよう努めること。

第9条（禁止行為）

- ①本機器借用者は、本機器を第三者へ貸与、譲渡または売却してはならない。
- ②本機器借用者は、システム端末及びWi-Fi送受信機の設定事項を変更してはならない。
- ③本機器借用者は、システム端末及びWi-Fi送受信機に導入されているソフトウェアの削除、書き換えおよび複製を作成してはならない。

第10条（規程の改定）

本規程は、本連盟理事会の決議により改定することができる。

附則

1. 本規程は、平成28年12月3日制定する。
2. 本規程は、平成29年4月1日改定する。
3. 本規程は、2023年5月1日改定する。